

徳島県病院局管理規程第十五号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の次に次のように加える。

十二の二 不妊治療を受けるため 勤務しないことが相当であると 認められる場合	その都度必要と認める日又は時間。ただし、一年につき六日を超えることはできない。
--	---

別表第二の備考の1中「十」の下に「、十二の二」を加え、同備考の2中「、十三、十九、二十、二十一、二十二」を「から十三まで、十九から二十二まで」に、「はさんで」を「挟んで」に改め、同備考の9中「八」の下に「、十二の二」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。